

マイナンバーカードの有効期限の更新に関する大切なお知らせ



マイナンバーカードには、カード本体と搭載されている電子証明書の2つの有効期限があります



マイナンバーカードの有効期限

▶ 発行から**10回目**の誕生日まで

電子証明書の有効期限

▶ 発行から**5回目**の誕生日まで

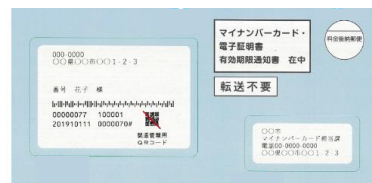
※ 記載がない場合は、裏面の手順に沿ってご確認ください

※ マイナンバーカード本体の有効期限が切れるのと同じタイミングで、カードに入っている電子証明書も有効期限が切れます。その際、カード本体の更新時に、一緒に手続することで電子証明書も更新されます。

マイナンバーカード本体と電子証明書で更新手続が異なります

有効期限の2~3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパンフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めに更新手続をお願いします。



マイナンバーカードの更新手続

以下のいずれかの方法で、事前申請が必要です。

- ・ オンライン(スマートフォン / パソコン)
- ・ 証明写真機
- ・ 郵送

事前申請後、交付通知書が届きますので、市区町村窓口を訪れて新しいカードの交付を受けてください。

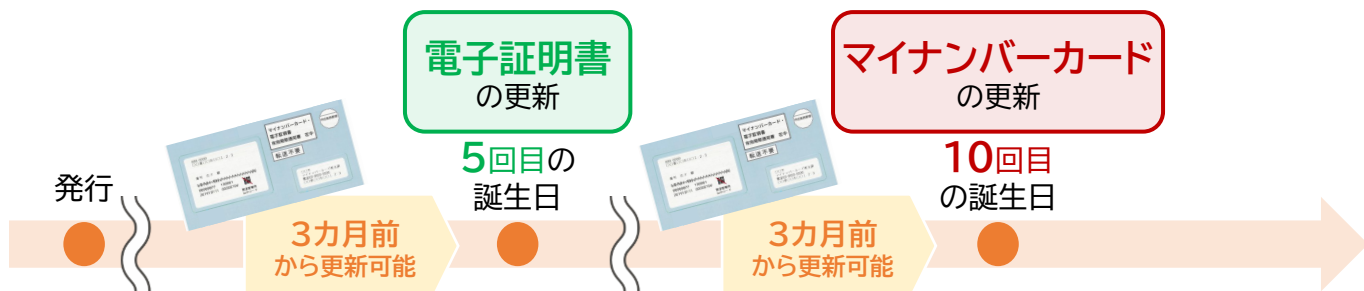
新しいカードの作成には一定の時間がかかることから、事前申請がお済みでないまま市区町村窓口に行っても、その場で更新は出来ませんので、ご注意ください



電子証明書の更新手続

マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、お住まいの市区町村窓口にて更新手続をしてください。

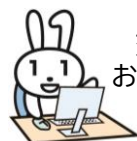
更新の流れ



直接
市区町村
窓口へ!



事前申請
をして、
交付通知書
をお待ちください!
※窓口来訪不要



交付通知書
が届いたら、
市区町村窓口で
受け取りを!



券面に記載のない電子証明書の有効期限は、どこを見ればわかるの？

電子証明書の有効期限は、マイナポータルでもご確認いただけます。

※ カード本体の有効期限のみ確認したい場合は、カードの券面で確認してください。



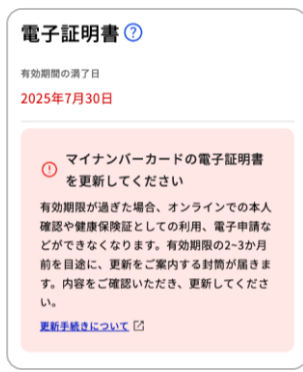
電子証明書の有効期限が3カ月未満のユーザーには、有効期限についての案内が表示されます

以下のような案内が表示されましたら、速やかに更新手続きをお願いいたします。

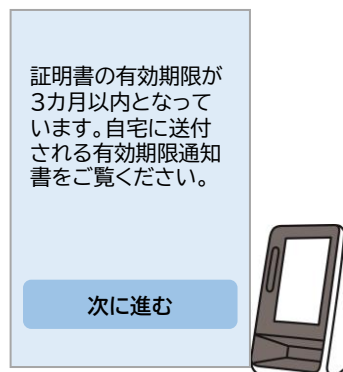
マイナポータル
ログイン時



マイナポータル
電子証明書欄



顔認証付き
カードリーダー



これらの更新アラートは、電子証明書の有効期限(5年)だけでなく、マイナンバーカード本体の有効期限(10年)の際にも同様に表示されます。まずは、お手元に届いた有効期限通知書をご確認ください。

有効期限内に電子証明書の更新手続きができなかったらどうすればいいの？

有効期限内に更新ができなかった場合は、マイナンバーカードをお持ちの上、お住まいの市区町村窓口で再発行手続きをしてください。

- ※ 電子証明書は即日再発行できます。
- ※ 電子証明書の有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間は、マイナ保険証として使用することが可能です。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。

マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)
平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証について詳しくはこちら

